

台風及び低気圧対応表

敦賀港

区分	発令基準	船舶等のとる措置事項
第1体制	<ul style="list-style-type: none"> • 台風の暴風域が12時間以内に到達すると予想される場合（第1体制（最大風速が40m/s以上）に該当する場合を除く） • 暴風(雪)警報（陸上において最大風速20m/s以上を予想）が発表された場合（台風の場合を除く） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶等は、荒天準備を行い必要に応じて直ちに運航できるように準備すること。 2 工事、作業現場においては、荒天準備を行い資機材等の流出防止措置をとること。 3 木材及び岸壁上の作業用資器材等の流出防止措置をとること。 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> a. 国際VHF搭載船は、国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b. 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。 c. AIS搭載船は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。 d. 機関の即応準備を整えること。

	発令基準	船舶等のとる措置事項
第2体制	<ul style="list-style-type: none"> • 台風の暴風域が6時間以内に到達すると予想される場合（第2体制（最大風速が40m/s以上）に該当する場合を除く） • 暴風(雪)警報（陸上において最大風速25m/s以上を予想）が発表された場合（台風の場合を除く） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港中の大型船舶（500トン以上）及び危険物積載船は、安全な水域に避難すること。 2 在泊船舶並びに入港する小型船舶（大型船舶及び危険物積載船以外の船舶）又は汽艇等は安全な場所に避難するとともに、荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢をとること。 3 港内において係留避難する船舶は、増しもやい、定期的な係留状態の確認、錨泊避難する船舶は十分な錨鎖の伸張、追加錨の準備、機関の即応準備を整えること。 4 流出防止措置を完了した木材や工事作業用資機材等については、厳重な警戒体制をとること。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> a. 国際VHF搭載船は、国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b. 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。 c. AIS搭載船は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。 d. 機関の即応準備を整えること。

区 分	発令基準	船舶等のとる措置事項
<p>第1体制 (最大風速 40m/s以上)</p>	<p>・勢力の強い台風(中心付近の最大風速が40m/s以上)の暴風域が12時間以内に敦賀港に到達すると予想される場合(中心が敦賀港及びその周辺海域を通過しないことが明らかな場合を除く)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の影響の少ない海域に避難する船舶は十分余裕のある時期に避難を開始すること。 2 在港船舶等は、荒天準備を行い必要に応じて直ちに運航できるように準備すること。 3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い資機材等の流出防止措置をとること。 4 木材及び岸壁上の作業用資器材等の流出防止措置をとること。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> a. 国際VHF搭載船は、国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b. 当直員(船橋当直、無線当直等)を配置すること。 c. AIS搭載船は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。 d. 機関の即応準備を整えること。

区 分	発令基準	船舶等のとる措置事項
<p>第2体制 (最大風速 40m/s以上)</p>	<p>・勢力の強い台風(中心付近の最大風速が40m/s以上)の暴風域が6時間以内に敦賀港に到達すると予想される場合(中心が敦賀港及びその周辺海域を通過しないことが明らかな場合を除く)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港中の大型船舶(500トン以上)及び危険物積載船は、原則として港外の安全な水域に避難すること。 2 在泊船舶並びに入港する小型船舶(大型船舶及び危険物積載船以外の船舶)又は汽艇等は、安全な場所に避難するとともに荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢をとること。 3 港内において係留避難する船舶は、増しもやい、定期的な係留状態の確認、錨泊避難十分な錨鎖の伸張、追加錨の準備、機関の即応準備を整えること。 4 流出防止措置を完了した木材や工事作業用資機材等については、厳重な警戒体制をとること。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨防止のため、見張りを強化し、次の事項に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> a. 国際VHF搭載船は、国際VHF(ch16)を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 b. 当直員(船橋当直、無線当直等)を配置すること。 c. AIS搭載船は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。 d. 機関の即応準備を整えること。

(令和2年9月1日改正)

※勢力の強い台風(最大風速40m/s以上)の発令については、第一体制、第二体制ともに、台風の勢力の強さにより発令時期の前倒しを検討する。